

食料システム

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2025

11月号

No.359

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 〈農林水産省〉
食料システム法に基づく計画認定制度の運用等を
開始しました ④
- 令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集 ⑥
- 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 ⑥
- 第13回「食品産業もったいない大賞」受賞者決定 ⑦
- 〈農林水産省〉
物流効率化法の関係資料の公表について ⑧

巻 頭 言

今年もノーベル賞受賞者発表の季節になった。

わが国では2人の研究者が受賞し、列島中が湧いた。

1人目は生理学・医学賞で受賞した大阪大学特認教授の坂口志文氏で、受賞対象は免疫制御T細胞の発見であった。難しいことはわからないが、免疫の機能を抑制するT細胞の発見である。免疫作用が強すぎる症状、例えばアトピーなどの治療や、臓器移植の際の拒否反応を抑制する医療への応用に道が開かれたといわれている。(同氏については、ある財団の表彰事業で同氏の選任に関与し、T細胞についての講演を聞く機会を得たという記憶がある。)

もう1人は化学賞を受賞された京都大学副学長の北川進氏である。受賞対象は多孔性金属錯体の構築である。微細な穴を無数に持つ有機物質で、その穴のサイズに応じて特定の分子を閉じ込める機能があり、環境保全、医療など様々な分野での応用が期待されている。

生理学・医学賞、化学賞、あるいは物理学賞など、自然科学の分野においては、多くの日本人研究者がノーベル賞を受賞しており、その流れが今年も続いているということで、日本国民全体が大変感激している。

ただ従来から言われているように、日本の自然科学分野における受賞者は20年、30年前の研究成果に基づくものが評価されて受賞に至っているものであり、今後同様の受賞者が続くかどうかは疑問だという意見がある。今回の受賞者2人の研究は、いずれも30年ほど前の44歳の時になされたものである。この2人の受賞者とも、必ずしも恵まれない環境で1つのテーマの研究を粘り強く、何年にもわたって続けた結果が画期的な成果につながっている。

ところが近年ではそのような基礎的な研究を地道に続けるような環境が失われてきている。それは科学技術予算の配分に当たって、基礎研究を支える国立大学等への運営費交付金が削減され、いわゆる競争的資金として特定の課題に多くの金額を集中的に供与する方式が強化されてきたことが背景にある。人から注目されないような、あるいは評価されないような地道な基礎研究が続けにくい環境になっており、従来のようにノーベル賞につながるような画期的な研究成果が期待できない環境になっているというのが多くの識者の述べるところである。歴代の自然科学におけるノーベル賞受賞者もこの点に関する危機感を異口同音に指摘している。

例えば、2018年に生理学・医学賞でノーベル賞を受賞された本庶佑教授は、受賞直後のNHKにおける国谷裕子さんとのインタビューでその点を強調している。

その際の本庶教授の話では、本当の新しい発見やブレークスルーになるような知見はむしろバラマキ的に一律に交付される運営費交付金（基盤的経費）に主に支えられている日常の地道な基礎研究の中から生まれてくることが多く、基盤的経費が順次削減されていく中であって、若い研究者の地位は極めて不安定になり、ポストも減少していつている。かつてのように、若い研究者が自由に様々な分野の研究をする機会が失われつつある、ということである。

本庶教授はサイエンスは基本的に競争であり、研究者はどの研究者より早く新しい発見、開発をすることを目指すという性格がありその研究者の本性的な競争を支える基礎的な条件として、一定の地位や経済的安定性が必要なのだとこのことを言われているのである。

そして、私が常々思うのは、この薄く広く基礎的な研究を支える財政的な支援と合わせて、もう一つ重要な事は、様々な分野において大きな成果を挙げた人に対して、これを正当に評価し、処遇をするという仕組みを大学や研究機関、企業などが取り入れていく必要があるということである。これは今回の受賞者の北川教授も強調しているところである。

戦後の我が国の教育政策は、競争とその評価を抑制する平等主義に根ざしているという印象がぬぐえない。

教授に選任するかどうかにおいて、全く研究業績などを配慮しないわけではないだろうが、その人が助手、准教授を経て一定の年齢になれば教授になる場合が多い。成果を挙げた人を適正に評価する仕組みが必要であり、重要なポストで処遇したり、給料を上げるということが必要である。

またとっぴなようだが、このような我が国の教育文化を変えていくためには、まずは学校における悪平等をなくし、飛び級を認めることから始めるべきではないか。先進国の中で飛び級制度がないのは日本だけだと聞いたことがある。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

会長 村上秀徳

〈農林水産省〉 食料システム法に基づく計画認定制度の運用等を 開始しました

10月1日の食料システム法の施行を受け、農林水産省から同法の支援制度について以下の案内が公表されました。本計画制度の積極的な活用にお役立てください。

～持続可能な食料供給に取り組む食品等事業者への支援制度～

- 令和7年10月1日（水曜日）から食料システム法の計画認定制度がスタート
- 食品等事業者が行う持続可能な食料供給に資する取組を幅広く後押し
- 「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を新設
- 「フェアプライスプロジェクト」を通じた広報活動を展開

農林水産省は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律、通称「食料システム法」に基づく、食品等事業者の持続的な食料供給に資する取組を認定する計画認定制度等の運用を開始します。本制度を通じて、農林漁業者と食品産業の連携強化等を推進していきます。

1. 食品等事業者による取組の認定

食料システム法では食品等事業者が行う、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化や付加価値の向上、環境負荷の低減、消費者理解の増進など、持続可能な食料供給に資する取組を幅広く認定する計画制度を設けています。

認定を受けた場合、株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資や、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による設備等の供用、食品等持続的供給促進機構による債務保証、中小企業経営強化税制等の税制特例などの支援を受けることが可能になります。

持続可能な食料供給に取り組む食品等事業者の皆さまは、本計画認定制度の活用をご検討ください。詳細は次のホームページに掲載しています。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>

2. 食品等事業者を支援する団体・機関による連携支援の取組の認定

地域の食料システムの構築には、様々な関係者の連携が重要です。食料システム法では、地方自治体など、食品等事業者を支援する機関・団体（支援機関）がコンソーシアムなどを形成し、連携して支援行う取組（連携支援事業）を認定する制度を設けています。

食品等事業者の支援に取り組む支援機関の皆さまは、連携支援事業の認定制度の活用をご検討ください。詳細は次のホームページに掲載しています。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>

また、連携支援事業を通じた地域コンソーシアムの創設やその活動促進、持続可能な食料システムの構築に取り組む食品等事業者など、関係者の連携強化を推進することを目的に「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を新たに設立します。

関係者の連携を通じた持続可能な食料システムの構築に取り組む事業者、団体の皆さまは、是非本プラットフォームにご参加ください。詳細は次のホームページに掲載しています。

URL：<https://pfs.maff.go.jp/>（外部リンク）

3. 消費者理解醸成のための広報活動

農林水産省では、消費者をはじめとする食料システム関係者の皆様に食品の合理的な費用を考慮した価格形成の実現に向けてご理解いただくための広報活動「フェアプライスプロジェクト」の取組として、動画コンテンツやWebコンテンツの配信、消費者向けイベント等を実施しております。

動画コンテンツでは、生産者へのインタビュー動画、アニメ動画、ドラマ仕立て動画など、幅広い消費者の方に親しみやすく理解しやすいコンテンツを配信しております。次のリンクからぜひご覧ください。

URL：https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xwfnL5xW6sj1Z9SV_OOUVyGBm（外部リンク）

Webコンテンツでは、「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える消費者参加型イベント「値段のないスーパーマーケット」のWeb体験版を配信しております。次のリンクからぜひご体験ください。

URL：<https://nedannonai-supermarket.maff.go.jp/>（外部リンク）

〈昨年度実施報告〉

URL：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/report/popup.html>

令和7年度は、10月9日（木曜日）から12日（日曜日）までの期間で、KITTE丸の内1階アトリウムにて消費者参加型イベント「値段のない豆腐屋さん～みんなが納得の『フェアな値段』を考えよう～」を開催いたします。

イベントの詳細は、次のホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/250930.html>

〈フェアプライスプロジェクト〉

URL：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/index.html>

4. その他

食料システム法に基づく合理的な費用を考慮した価格形成（食品等の取引の適正化）については、令和8年4月からの施行に先立ち、各地方農政局等にフードGメンを配置するとともに、価格交渉の状況などを把握するための取引実態調査を実施します。

農林漁業者や食品等事業者の皆様は、日頃の取引実態に関するアンケートやヒアリングなどを行っていただきますので、依頼があった際にはご協力をお願いいたします。

食品等取引実態調査：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/jittaichousa.html>

フードGメンの業務：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html#foodgmen>

5. 添付資料

報道発表資料：

https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/attach/pdf/251001_1-1.pdf

詳細につきましては、以下の農林水産省HPをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/251001_1.html

令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に対し、現状抱えている課題の解決支援を行います。

URL：<https://www.ofsi.or.jp/logi-banso>

■専門家等の派遣を希望する依頼者の募集

食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者を対象に、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣します。

■専門家等の募集

本事業を推進するにおいて、依頼者に派遣する物流等の専門家等を広く募集します。

募集期間
令和7年4月11日（金）～令和8年3月末（但し予算終了まで）
相談窓口
「専門家派遣事業利用申込書」や「専門家登録申請書」等の記入方法、申し込みの要件等に関するご相談については、オンラインもしくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。
問い合わせ先
101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階 公益財団法人食品等持続的供給推進機構 業務部 TEL：03-5809-2176 E-mail：logi-banso@ofsi.or.jp

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

食料システム機構では、農林水産省の令和6年度予算事業として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者、食品等事業者の皆様方が、輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に支払った保証料の負担を軽減するための支援事業を行います。

詳しくは食料システム機構のHP（<https://www.ofsi.or.jp/shinyouhosyou/>）を御覧ください。

注：「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で選定された「輸出重点品目」「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で定められた「海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/>

1. 事業概要

輸出事業計画の認定を受けた事業者の皆様方が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人食品等持続的供給推進機構等に支払った保証料の一部を支援します。

2. 助成対象経費

助成対象者の認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、令和7年4月1日以降に民間金融機関から債務保証付き借入れを行った場合に支払った保証料において、次に定める額の範囲内の額とします（1円未満端数切り捨て）。

（1）保証期間が5年以下の場合：実際に要した保証料の2分の1に相当する額

（2）保証期間が5年超の場合：実際に要した借入当初から5年間分の保証料の2分の1に相当する額

3. 助成対象期間

助成対象者当りの助成対象融資の実行日から5年以内とします。

4. 助成金の額

（1）助成金は、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を助成対象者に対し助成します。助成金の額は定額とし、上記「2. 助成対象経費」及び「3. 助成対象期間」に定める内容に基づき食料システム機構が算出する額のうち当該年度分の額とします。

（2）令和7年度事業で助成対象にするのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保証期間にかかる保証料とします。

（3）本事業で助成を受けようとする保証料について、助成対象者が本事業以外の他の補助事業等から保証料の補助・助成等の交付を受ける場合は、本事業の助成対象としません。

〈問合せ先〉 業務部 担当：田中

TEL 03-5809-2176 / E-mail guarantee@ofsi.or.jp

第13回「食品産業もったいない大賞」 受賞者決定

当表彰は、食品産業の持続可能な発展に向け、「省エネルギー・CO2削減」、「廃棄物の削減・再生利用」、「教育・普及」等の観点から、実績を挙げている食品関連事業者並びに食品産業によるこうした取組を促進・支援している企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰するとともに、取組内容を広く周知することにより食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等を促進することを目的としています。

「もったいない」の思いこそが、地球温暖化・省エネルギー対策に取り組む原動力となると考え、これを大賞の冠名としています。

今年度は、全国から企業や団体、学校などから多数の応募がありました。いずれも「もったいない大賞」の理念にふさわしい優れた内容でしたが、先進性・独自性、地域性、継続性、経済性、波及性・普及性、地域温暖化防止・省エネルギー効果等の観点から審議を重ねた結果、下記7点の取組を選定致しました。

賞 名	受賞者名／取組内容	所 在 地
農林水産大臣賞	◆柴崎農園／農家レストランnofu	群馬県高崎市柴崎町1642-2
	地域循環で「もったいない」を生かす農家レストラン ～福祉、教育、6次産業をつなぐ取組～ 【取組内容】 規格外野菜を生かす6次産業化の取組	
農林水産省 大臣官房長賞	◆一般財団法人銚子円卓会議×千葉科学大学	千葉県銚子市中央町12-12 すきくるステーション内 銚子円卓会議事務局
	「必要なものを、必要な時に、必要な分だけ、必要な人に届ける」 無駄のない持続可能な災害支援の取り組み 地域ぐるみのローリングストック「OSUSOWAKE」 【取組内容】 災害支援備蓄品の有効活用	
	◆株式会社渥美フーズ	愛知県田原市福江町中羽根79-1
	地域のもったいないを徹底活用！ 「地域スーパー×循環型農業」による「めぐるシリーズ」の展開 【取組内容】 地域スーパーが取り組む循環型農業	
	◆鹿児島県立市来農芸高等学校	鹿児島県いちき串木野市湊町160
食品産業もったいない大賞 審査委員会審査委員長賞	◆麒麟ピール株式会社	東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス
	麒麟氷結mottainai「氷結mottainai」シリーズの展開を中心とした、フードロス削減・果 実農家支援の取り組み 【取組内容】 規格外果実を用いたフードロス削減	
	◆旭松食品株式会社	長野県飯田市駄科1008
	高野豆腐事業の副産物である微生物塊で肥料ソイバイオソルを生産し、農福連携による農産物 栽培に繋げる資源循環型の取組 【取組内容】 高野豆腐の副産物を発酵肥料へ、そして循環型農業	
	◆愛知県立安城農林高等学校 土壌研究研修班	愛知県安城市池浦町茶筌木1
	ミニトマト生産販売における食品ロス低減への取り組み 【取組内容】 規格外ミニトマトの有効活用の取組	

「食品産業もったいない大賞」の表彰式及び事例発表会は、令和7年10月30日（木）に大手町プレイスホール&カンファレンス及び農林水産省で行われました。事例内容詳細については、今後「食品産業もったいない大賞」ホームページ内でご紹介します。

<問い合わせ先> 業務部 杉本 TEL：03-5809-2176

〈農林水産省〉物流効率化法の関係資料の公表について

1. 農林水産省は、物流効率化法の来年施行に向けて、必要な手続等を解説する「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き」を公表いたしました。
(農林水産省HP)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/attach/pdf/buturyu-637.pdf>
また、農林水産省webページでは、食品流通業における重量算定の例や、農林水産物・食品の物流生産性向上取組事例集も掲載しておりますので、御参照ください。
(農林水産省HP)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html>
2. トラック・物流Gメン是正指導指針の施行について
先日パブリックコメントの御案内をしました「トラック・物流Gメン是正指導指針」について、10月1日施行で以下のwebページに掲載されましたので、お知らせいたします。
自動車：「トラック・物流Gメン」について－国土交通省
(国土交通省HP)
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html
3. トラック・物流Gメン集中監視月間について
本年も、10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、荷主や元請事業者に対する監視を強化することです。
今回は、公正取引委員会と連携した合同パトロールを全国規模で実施し、改正物流法や来年1月に施行される取適法（改正下請法）の周知啓発活動も行うとのこと。
「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します
～公正取引委員会と連携し、合同荷主パトロールを全国規模で実施します～国土交通省
(国土交通省HP)
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000343.html
○取適法のうち特定運送委託に関するリーフレット
(公正取引委員会HP)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitpatrol_leaflet.pdf
一定規模の発荷主から物流事業者への運送委託について、買いたたき、不当な荷待ち・荷役、協議に応じない一方的な代金決定などが機動的に取り締まれるようになります。
○近年の物流関係の法改正（規制）については、こちらも御参照ください。
(農林水産省HP)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/attach/pdf/buturyu-626.pdf>
○ご参考
「物流効率化法」理解促進ポータルサイト
(国土交通省HP) <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>
物流効率化法について：農林水産省
(農林水産省HP) <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/250327.html>

【問合せ先】

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課
物流生産性向上推進室
電話：03-3502-7659

編集

食料システム

◆2025年11月号／通巻359号 ◆令和7年11月1日発行

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 📠 03-5809-2183

✉ info@ofsi.or.jp 🌐 <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。